

平成二年法務省令第十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の規定に基づき、出入国管

理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令を次のように定める。

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第

二項の申請を行つた者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に

掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の法務業務の項の下欄に掲げる活動	
基準	申請人が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	イ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。 ロ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。 二 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合には、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上の報酬を受けること。 申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外國公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。	申請人が次のいずれにも該当すること。 イ 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合には、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上の報酬を受けること。 申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外國公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。	イ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。 ロ 本邦において行おうとする活動が法別表第一の二の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること。 二 申請人が次のいずれにも該当すること。 イ 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合には、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 三 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上の報酬を受けること。 申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外國公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。

法別表第一の技	法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動
法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	一 申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、二の表の医療の項の下欄に掲げる活動 二 申請人が准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に研修として業務を行うこと。	三 申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ 公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは地方特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもつて定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、この限りでない。 一 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け若しくは本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に關し法務大臣が告示をもつて定める要件に該当する場合に限る。）した後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私機関の外国にある事業所の職員が本邦に修習（修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において研究を行なう業務に従事しようとする場合で、申請に係る事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業所において研究を行なう業務に従事しようとする場合で、その期間（研究の在留資格をもつて当該本邦に在留する場合）が継続して一年以上あるときは、この限りでない。 二 日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上の報酬を受けること。



場合にあつては当該団体が受ける総額)が一日につき五百円以上である場合は、この限りでない。

(i) 外国の教育機関において当該活動に係る科目を二年以上の期間専攻したこと。

(ii) 二年以上の外国における経験を有すること。

(2) 申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約(当該機関が申請人に對して月額二十万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下この号において「興行契約」という。)に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店(風営法第二条第一項第一号に規定する営業を當む施設を除く。)を運営する機関との契約に基づいて月額二十万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。

(i) 外国人の興行に係る業務について通算して三年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

(ii) 五名以上の職員を常勤で雇用していること。

(iii) 当該機関の經營者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(a) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に關し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第一節若しくは法第五章第三節の二の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を作成し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(d) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

三 申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次のいずれかに該当する活動に従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

イ 商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ 放送番組(有線放送番組を含む。)又は映画の製作に係る活動

ハ 商業用写真的撮影に係る活動

ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

三 申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

イ 申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

ロ 当該技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者

ハ 当該技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者

ニ 外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年(当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあつては、五年)以上の実務経験(外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

三 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの)

(v) 当該施設を運営する機関の經營者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(a) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に關し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第一節若しくは法第五章第三節の二の規定による許可を受けさせることの目的で、文書若しくは図画を作成し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(d) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとするとされる場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

三 申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次のいずれかに該当する活動に従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

イ 商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ 放送番組(有線放送番組を含む。)又は映画の製作に係る活動

ハ 商業用写真的撮影に係る活動

ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

三 申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

イ 申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

ロ 当該技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者

ハ 当該技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者

ニ 外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年(当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあつては、五年)以上の実務経験(外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

三 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験(外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの)

(v) 当該施設の従業員の数が五名以上であること。

法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動	四 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの）
	五 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの）
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動	六 航空機の操縦に係る技能について二百五十時間以上の飛行経歴を有する者で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八条項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの八 スポートの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者若しくはこれに準ずる者として法務大臣が告示をもって定める者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことのある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの
	九 ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するものイ ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことのある者ロ 国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。）に出席したことのある者ハ ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）又はこれらに準ずる公私 の機関が認定する資格（法務大臣が告示をもつて定めるものを有する者）

法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動	ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他 の評価方法により証明されていること。 ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。 二 申請人又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の申請人と社会生活において密接な関係を有する者が、特定技能雇用契約に基づく申請人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他の評価方法により証明されていること。
	一 申請人が次の一いずれにも該当していること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 健康状態が良好であること。 ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号团体監理型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第五項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能と実習において修得した技能が従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。 イ 十八歳以上であること。
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第三号に掲げる活動	四 申請人が国籍又は住所を有する国又は地域において、申請人が本邦で行う活動に関連して当該国又は地域において遵守すべき手続が定められている場合にあっては、当該手続を経ていること。 五 食費、居住費その他の名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用について、当該申請人が、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であり、当該費用の明細書その他の書面が提示されること。 六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
	七 申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第一項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私 の機関が同条第三項（第二号を除く。）及び第四項の規定に適合することとのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次の一いずれにも該当していること。 イ 十八歳以上であること。



法別表第一の 四の表の研修 の項の下欄に 掲げる活動	<p>一 申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによつて修得できるものではないこと。</p> <p>二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されること。</p> <p>三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようすること。</p> <p>四 申請人が受けようとする研修が研修生を受け入れる本邦の公私機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技能等について五年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。</p> <p>五 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に係るものにあつては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものと除く。）を含む。）をいう。第八号において同じ。）が含まれている場合は、次のように該当していること。</p> <p>イ 申請人が、我が国の國若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修を受ける場合</p> <p>ロ 申請人が独立行政法人国際観光振興機構の事業として行われる研修を受けれる場合</p> <p>ホ 申請人が国際機関の事業として行われる研修を受けれる場合</p> <p>ヘ イからニに掲げるもののほか、申請人が我が国、地方公共団体又は我が国の法律により直接に設立された法人若しくは独立行政法人の資金により主として運営される事業として行われる研修を受ける場合で受入れ機関が次のいずれにも該当するとき。</p> <p>（1）研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあつせんを行なう機関（以下この号及び次号において「あつせん機関」という。）が宿泊施設を確保していることを含む。）。</p> <p>（2）研修生用の研修施設を確保していること。</p> <p>（3）申請人の生活の指導を担当する職員を置いていること。</p> <p>（4）申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（あつせん機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。</p> <p>（5）研修施設について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。</p> <p>ト 申請人が外国の國若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの（1）から（5）までのいずれにも該当するとき。</p>
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則	<p>2 1 この省令は、平成二年六月一日から施行する。</p> <p>この省令の定める基準は、申請人が出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第七十九号）による改正前の法第四条第三項の説明書を所持する者、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成二年法務省令第十五号）による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第六条第一項ただし書の文書を所持する者は又はこの省令の施行前に査証を受けた旅券を所持する者である場合は、適用しない。</p> <p>（経過措置）この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第六条第二項の申請を行つた</p>
（施行期日）	1 この省令は、公布の日から施行する。
（附 則）	（平成七年三月一六日法務省令第一三号）
（この省令は、公布の日から施行する。）	（平成六年四月七日法務省令第一五号）
（附 則）	（平成八年六月三日法務省令第四九号）



法別表第一の四の表の研修の在留資格（次条において「旧研修の在留資格」という。）に係るものについては、新基準省令の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、なお従前の例による。

一 新基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イからチまでに掲げる場合

二 申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に從事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれていない場合

三 前二号に掲げるもののほか、施行日の三月前日前に、施行日前に法第六条第二項の申請を行ふことを予定して在留資格認定証明書の交付の申請がなされている場合

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（前条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（同条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行つたものに係る法第七条第一項第二号の基準のうち、旧研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、新基準省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行の際に法別表第一の四の表の研修の在留資格をもつて在留する外国人（附則第三条第一号及び第二号に掲げる場合を除く。）は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号及び法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十四号から第二十九号までの適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留する技能実習生とみなす。

第七条 この省令の施行の際に法別表第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもつて在留する外国人は、新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号及び第十八号、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第十六号及び第二十四号から第二十九号まで並びに法別表第一の四の表の研修の項の下欄第十号の適用については、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留する技能実習生とみなす。

#### 附 則 （平成二二年三月三一日法務省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請され、施行日後に交付されるこ

ととなる出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）に係る法第七条第一項第二号の基準のうち、法別表第一の二の表の研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受けた者及び施行日後に在留資格

認定証明書の交付を受けた者（前条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六条第二項の申請を行つたものに係る法第七条第一項第二号の基準のうち、

興行の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第四条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄第四号に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

附 則 （平成二三年一月三〇日法務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二十五日法務省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条中表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号及び第十八号並びに表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号並びに表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号、

表法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号及び表法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。次項において同じ。）が持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次項において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書（次項において「登録証明書」という。）は在留カードとみなす。

2 前項の規定により中長期在留者が持する登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項第三号に定める期間とする。

第三条 施行日前に行われた外国人の技能実習又は研修に係る不正行為については、なお従前の例による。

附 則 （平成二四年九月二八日法務省令第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請された出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書の交付に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請された出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条の二の規定による証明書の交付を受けた証明書又は査証を受けた旅券を所持し施行日後に法第六条第二項の申請を行つた者に係る法第七条第一項第二号の基準及び前条の規定により施行日後に法第七条第二項に基づき交付を受けた証明書を所持し法第六条第二項の申請を行つた者に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に法第七条の二第一項に基づき交付を受けた証明書又は査証を受けた旅券を所持し施行日後に法第六条第二項の申請を行つた者に係る法第七条第一項第二号の基準及び前条の規定により施行日後に法第七条第二項に基づき交付を受けた証明書を所持し法第六条第二項の申請を行つた者に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

第五条 法第七条の二の規定による証明書の交付に係る法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号、第十九号及び第二十二号並びに法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号、第十七号、第二十号、第三十一号、第三十四号、第三十六号及び第三十九号並びに法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第

十号、第十一号、第十四号、第十六号及び第十九号の規定は、これらの規定に定める新基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第十八号の表ル（同表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行つた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為に限る。附則第八条において同じ。）、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号の表ヲ（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第二号の二に係る部分に限る。附則第八条において同じ。）若しくは又は法別表第一の四の表の研修の項下欄第十号の表ヌ（同表に掲げる外国人の研修に係る不正行為を行つた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為に限る。附則第八条において同じ。）において、地方入国管理局又は監理団体に報告することとされる不正行為が施行日前に行われたものであるときは、当該報告を怠る不正行為については適用しない。

第六条 第六条第二項の申請に係る法第七条第一項第二号の基準についても、前項と同様とする。

次回の上欄に掲げる規定の適用については、施行日前に同表の下欄に掲げる規定により改善措置を講ずるよう地方入国管理局から指導を受けた場合は、同表の上欄に掲げる規定により改善措置を講ずるよう地方入国管理局から指導を受けた場合とみなす。

(昭和二十六年政令第三百三十九号) 第七条の二に規定する証明書をいう。) の交付については、この省令の施行の日前においても、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に掲げる規定を適用する。

### 改正法附則第四条第三号に掲げる活動 新基準省令の

**知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の規定**  
**附 則（平成二七年二月一八日法務省令第五九号）**  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、表の法別  
の右欄に「公布の日まで」とあるを除き、二年以内に  
施行する。

**第一条** この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改

**第一条** この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十

八号。以下「改正法」という。附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第二条の規定、第三条中表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活

動の項、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項及び法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに附則第五条及び第七条の規定 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十一年法律第百一十九号)の施行の日

（経過措置）二 次条の規定改正法附則第一条第一号に定める日

二 改正法附則第四条の規定による在留資格認定証明書の交付については、施行日前においても、二の省令による政令後<sup>の</sup>出入国管理及び難民認定法第二条第一項第二号の基準を定める省令（附

（この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基  
則第五条及び第六条において「新基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の介護の項の  
下欄に掲げる活動の項の規定を適用する。

準を定める省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、新基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の

基準に適合するとして同法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

附則(平成二六年二月二六日法務省令第三五号)

附  
目

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、表の法別表第一の四の表の留

学の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定及び次条の規定による。

**第二条** 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法

附 則（平成三年三月一五日法務省令第七号）抄  
規定の適用については、当分の間、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれか」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号まで又は社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までのいずれか」とする。

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(第三条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて行う同表の技能実習の項の下欄第二号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の特定活動の在留資格(同法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもつて在留した期間が一年を超える者であつて、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

**第九条** この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第六号の規定の適用については、前条第二項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

**第十条** この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号への期間には、附則第六条第一項各号に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもつて在留した期間を含むものとする。

#### 附 則 (令和二年四月一日法務省令第二九号)

##### この省令は、公布の日から施行する。

##### 附 則 (令和二年八月二八日法務省令第四七号)

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、同法附則第一条たゞし書に規定する規定の施行の日(令和二年八月二十九日)から施行する。

##### 附 則 (令和四年九月三〇日法務省令第三八号)

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### 附 則 (令和五年五月三一一日法務省令第二八号)

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

##### 附 則 (令和六年四月二六日法務省令第三三号)

(施行期日)  
(経過措置)

**第一条** この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

**第二条** この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間

は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(以下「新省令」という。)の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動(以下「留学活動」という。)の項の下欄第五号の規定中「一年以上の日本語教育」とあるのは「六か月以上の日本語教育」と読み替えるものとする。

**第三条** 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第六条第二項の申請又は法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請を行った者(以下「申請人」という。)が、専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に入学して専ら日本語教育(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)第一条に規定する日本語教育をいう。)を受けようとする場合において、当該大学等が、施行日の一年前から施行日前までの間に、法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する外国人であつて専ら日本語の教育を受けるものを受け入れていたものであるときは、施行日から令和十一年三月三十一日までの間は、当該申請については、新省令の留学活動の項の下欄第三号中「第一号イ又はロに該当し」とあるのは「第一号イからハまでのいずれかに該当し」と読み替えて、同号の規定を適用する。

**第四条** 申請人が、大学等に入学して専ら日本語教育を受けようとする場合(専ら夜間通学して又は通信により教育を受けようとする場合を除く。)において、当該大学等が、施行日の一年前から施行日の前日までの間に、法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する外国人であつて専ら日本語の教育を受ける者を受け入れていたものであるときは、施行日から令和十一年三月三十一日までの間は、当該申請については、新省令の留学活動の項の下欄第六号の規定は、適用しない。

##### 附 則 (令和六年五月三〇日法務省令第四一号)

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年六月十日)から施行する。